

**ワーケーション・長期滞在受入体制構築推進事業
企画公募型コンペティション 仕様書**

令和3年1月

**指宿・屋久島広域観光推進協議会
観光かごしま大キャンペーン推進協議会**

1 委託業務名

ワーケーション・長期滞在受入体制構築推進事業

2 業務の目的

指宿・屋久島広域観光推進協議会及び観光かごしま大キャンペーン推進協議会では、長期滞在観光を促進する一環として、新型コロナウイルスの影響もあり注目されているワーケーションを推進しており、本業務では、指宿・屋久島地域の特色の洗い出しを行い、地域の定義(コンセプト)を明確化することで、受入体制を整備し機運醸成を図ることにより「指宿、屋久島」の認知度の更なる向上を図るとともに、ターゲットエリア及びターゲット層を明確にした上で、戦略的にプロモーションを推進することにより、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

なお、本事業は、指宿・屋久島広域観光推進協議会と観光かごしま大キャンペーン推進協議会(事務局:公益社団法人鹿児島県観光連盟)との共同事業となる。

3 予算額

1,200 千円(税込)

ただし当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

※契約期間中途において消費税の率が改定された場合でも、上記予算額は変更しないものとする。

4 契約期間

契約締結の日から令和3年3月 31 日まで

5 委託業務の概要

ワーケーション・長期滞在に関する機運醸成

(1) ワケーションセミナーの開催(1回/ZOOMも活用して実施する)

項目(2)で実施する「コンセプト設定のワークショップ」の参加者にはワーケーションに関する基礎的な知識が必要となることから、事前にワークショップ参加者及び地域の関係者に対しセミナーを開催すること。

内容については「ワーケーションとは何か」、「ステークホルダーのメリット」、「ワーケーションに取り組むにあたって地域に求められもの」など(2)で実施するワークショップに繋がるものとする。

コンセプトの策定

(2) コンセプト設定のワークショップ等を開催(最低2回/屋久島会場・指宿会場にて各1回)

ワーケーションや長期滞在の事業に関心のある事業者を招集し、“わが町でワーケーションをしたら●●な形で充実した時間を過ごすことができます”、などのコンセプトを定める。

情報発信媒体の製作

(3) リーフレットの作成

「(2)コンセプト設定のワークショップ等を開催」において設定したコンセプトを踏まえ、指宿・屋久島でのワーケーションをイメージしたリーフレットを作成する。

(4) 事業完了報告書の作成

次年度以降、環境省「国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業」などの支援の活用も視野に入れ、先進地視察やモニターツアー等を実施し、更なる受入体制整備の検討を予定している。

については、事業完了報告書は、コンセプトの策定を踏まえ、(3)で製作したリーフレットの配布先等を明記した今後の事業展開のアドバイスについてまとめたものを作成すること。

6 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は下表のとおりとする。

表 成果物等一覧

項目	内容
■事業完了報告書	本業務の効果を検証した報告書 ・紙媒体3部 ・データ ※データについては、word、.pdf で編集加工ができるものとする。
■リーフレット	・部数 200 部 ・データ ※データについては、ai、.pdf で編集加工ができるものとする。

7 スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

- ・受託事業の実施：令和3年3月31日まで実施
- ・業務完了報告書の提出：令和3年3月31日まで

8 著作権・特許等

(1)受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権(著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権)を、指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会の承諾を得るものとする。

(2)受託事業者は、指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。

(3)成果物で使用する文章、写真、図版などは全て指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会内での利用若しくは指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。

- (4)本業務にて作成する媒体及び WEB 等に使用する、指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会が著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。
- (5)成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6)成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7)著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8)上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

9 注意事項

- (1)提案企画の中で指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会が行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること
- (2)提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3)契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4)本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
- (5)掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正(情報内容の確認)を行い、必要に応じて指宿・屋久島広域観光推進協議会、観光かごしま大キャンペーン推進協議会も校正を行う。
- (6)本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7)本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

以上